

令和3年7月26日

令和3年7月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和3年7月26日(月) 午後1時30分～2時

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(14人)

会長	3番	小濱	邦臣		
副会長	8番	中村	正治		
委員	1番	森	善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田	好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭	周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西	壽男	10番	大西 清一
	11番	宮本	正裕	12番	吉田 公俊
	13番	久保	睦子	14番	中野 稔

4 出席農地利用最適化推進委員(6人)

第1地区	九鬼	実	第2地区	中井	昇
第3地区	中野	勝之	第5地区	行田	修
第6地区	谷山	正昭	第7地区	辻	清一

5 欠席委員(1人)

第4地区 上田 昌彦

6 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	梶	日出男	職員	浅羽	瞬
事務局長代理	松下	伸弘			

7 議事録署名委員

1番	森	善隆	2番	南野	悟
----	---	----	----	----	---

8 議事日程

- (1) 一般事務に関する報告
- (2) 議事録署名委員の指名
- (3) 付議案件

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)

議案第2号 下限面積の設定

- 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出（専決処理分）
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）
- 報告第3号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明
- 報告第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認
- 報告第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明
- 報告第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可通知

*茨木市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が総会の議長となる。

9 会議の概要

議 長

それでは、ただ今から、令和3年7月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は14名でありますので、会議は成立いたしております。
なお、推進委員の出席は6名であります。

議 長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程お目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

ご異議なしと認め、議席番号1番、森 善隆委員、並びに、議席番号2番、南野 悟委員をご指名申し上げます。

議 長

これより、付議案件の審議を行います。
議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画利用権設定、1件を議題といたします。
それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局長代理、松下君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件、3筆、1,023㎡について、茨木市長から農業委員会会長あて利用集積計画を定めるに当たり審査依頼があったものでございます

権利関係は使用貸借権で、10ヶ月の新規設定となっております。

借り手は農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

利用権設定の期間について、通常は3年～5年の期間が多いと思うのですが、今回は10ヶ月と短期間である理由は何かあるのでしょうか。

事務局

今回、期間は10ヶ月ということでございますが、法令上は期間についての基準はございませんので、期間等も含め、当事者双方にて合意された上で申請に至っております。

議 長

利用権設定というのは、土地を借りて耕作するというので、最低3年ぐらいされる方が一般的には多いですが、貸し主側の心理から、まずは1年間の設定をして、そのあと問題なければ長期契約することもあり、今回のケースもまずは10ヶ月で契約をされたということかと思えます。

議 長

他にございませんでしたら、審議を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件につきましては、適当と認め承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に議案第2号、下限面積の設定を議題といたします。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局、浅羽君。

事務局

農業委員会は、農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積、別段の面積の設定を行っていることから、下限面積、別段の面積の設定について下記のとおり提案いたします。

方針、現行の下限面積、別段の面積20アールの変更は行わない、理由、前年度と状況が変わらないため。

内容についてご説明いたします。

農地を耕作目的で、売買等により所有権移転する場合や貸借等の権利設定、移転をする場合は、農地法第3条の許可要件を全て満たす必要があり、その要件の1つに、申請農地を含め耕作する農地の合計面積が下限面積以上であることという、第3条第2項第5号の下限面積要件があります。

この下限面積要件は、経営面積があまりに小さい場合、生産性が低く農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が、都府県で50アール、北海道で2ヘクタール以上にならないとすれば許可できないとするものです。

なお、この下限面積が地域の平均的な経営規模などからみて地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができるとなっているこ

とから、茨木市農業委員会では農地法施行規則第17条の基準に従い、下限面積を定めています。

農地法施行規則第17条第1項第3号では、農業委員会が定めようとする別段の面積は、区域内においてその定めようとする面積未滿の農地を耕作の事業に供している者の数が、区域内において農地を耕作の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定することとされており、茨木市においては20アール未滿の農地を耕作している者の数が、農地を耕作している者の総数のおおむね40%であることから、前年度同様、下限面積20アールの変更は行わないものと考えます。

また、農地法施行規則第17条第2項の基準についてでございますが、同項は、区域内に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地が相当程度存在する場合、新規就農を促進するために適当と認められる面積を設定できるという条項でございますが、令和2年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、市内の遊休農地率は0.49%と低い現状であることから、20アールの変更は行わないものと考えます。

以上、下限面積、別段の面積の設定について提案いたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

下限面積の設定につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、3件。

以下、報告第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可通知、1件でございますが、いずれも事務処理要領並びに大阪府からの通知に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

来月の定例会でございますが、8月23日、水曜日、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これをもちまして、令和3年7月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年7月26日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

署名済み

署 名 委 員

署名済み

署 名 委 員

署名済み
